

令和2年4月9日

町長メッセージ

4月7日、安倍総理から新型コロナウイルス感染症にかかる「緊急事態宣言」が行われ、兵庫県も緊急事態措置の実施区域となりました。

この「緊急事態宣言」を受けて、同日付けで兵庫県から県全域を対象に、4月7日から5月6日を期間とする外出自粛要請などを含む対処方針が示されました。

現在、本町では感染者の発生はない状況ではあるものの、県内では感染経路が不明な症例や若者の感染者が増加しており、予断を許さない状況です。

この方針に基づき、県や医師会等と連携しつつ、さらに感染拡大防止に適確に対応してまいります。

町民の皆さまには、国や県から発信される情報、町から発信する情報を基に、冷静に行動していただくとともに、感染予防・感染拡大の防止に、ご理解・ご協力をお願いいたします。

1. 町民及び事業者の皆さまへのお願い

- (1)「三つの密」（密閉・密集・密接）が重なる集会、会合及びイベント等の開催については、引き続き自粛をお願いします。
- (2)自らの行動の責任を自覚し、不要不急の人口密集地への往来や旅行等、人込みへの外出は控えていただくとともに、生活の維持に必要な外出の際は、マスク着用（咳エチケット）や手洗いの徹底など、感染拡大防止にご協力をお願いします。
- (3)発熱・せき等の風邪症状がみられる場合は、外出を自粛していただきますとともに、かかりつけ医療機関への直接的な通院診察を避け、まずは電話にて同医療機関に相談のうえ、行動していただくことをお願いします。
- (4)高齢者施設など社会福祉施設においては、施設内の感染症予防・対策の徹底をお願いします。ただし、通所・短期入所サービスを利用されている方につきましては、家庭での対応が可能な場合は、利用の自粛をお願いします。
- (5)事業者等においては、事務所や店舗等での感染症予防・対策の徹底をお願いします。

(6)いわれなき風評被害を防止するため、憶測やデマなどに惑わされないよう冷静な対応をお願いします。また、食料、衣料品、生活必需品の買い占め等を行わないようお願いします。

2. 町の対応

(1)小・中学校関係

- 小・中学校の臨時休校については、5月6日(水)まで延長します。
※ただし、小・中学校の臨時登校日を4月10日(金)、16日(木)、23日(木)、30日(木)の午前中とします。
- 学童クラブは、臨時休校中については学校休校日の取り扱いとして実施します。

(2)幼稚園・保育所等子育て関係

- 幼稚園の臨時休園及び臨時登園日については、小学校に準じて実施します。
- 町立保育所は、通常どおり開所します。

(3)社会教育施設等

- 緊急事態宣言により、引き続き各公共施設を当面休館しています。

3. イベント等の開催について

- 当面の間、不要不急の不特定多数が集う町主催イベント・行事は中止します。

4. 新型コロナウイルス感染症に係るお問合せ先

(1)新型コロナウイルス感染症についてご不明な点等があれば、県のコールセンターまたは厚生労働省へお問合せください。

- ・コールセンター（相談窓口）078-362-9980 ※24時間対応
- ・厚生労働省（フリーダイヤル）0120-565653

※平日・土・日・祝日 9時00分～21時00分

(2)新型コロナウイルス感染症が疑われる方は、まずは、かかりつけ医療機関に電話で相談し、指示を受けてください。